

一般会計等以外の特別会計（宅地造成事業以外の事業）に係る将来負担額の算定方法について【省令第9条関係】

一般会計等以外の特別会計に係る将来負担額については、宅地造成事業以外の事業にあつては、当該特別会計の地方債の現在高に直近三か年の元金償還金に対する一般会計等からの繰入の割合を乗じて算出。また、総務大臣が指定する地方債（指定地方債）及びすべての地方債が据置期間中の特別会計について、特則が設けられている。（指定地方債には、H21.5.15 総財公第78号総務大臣通知により、公立病院特例債が指定されている。）

【第1号】 宅地造成事業以外の事業のみを行う公営企業に係る特別会計（前年度において元金償還金がないもの）

当該特別会計の地方債の元金償還金に対する繰入計画額又は基準額のいずれか大きい額

- ・ 繰入計画額：事業計画等において予定された元金償還の財源に充てるための一般会計等からの繰入金の前年度以降の総額
- ・ 基準額：地方債の現在高のうち一般会計等から繰入れるべき額として、繰出基準にしたがって算出した額

【第2号】 宅地造成事業以外の事業のみを行う公営企業に係る特別会計（前年度において元金償還金があるもの）

$$\left(\frac{\text{（地方債の準元金償還金）} - \text{（指定地方債の準元金償還金）}}{\text{（地方債の元金償還金）} - \text{（指定地方債の元金償還金）}} \right) \text{【三か年平均】} \times \left(\text{（地方債の現在高）} - \text{（指定地方債の現在高）} \right) + \text{指定地方債の繰入計画額}$$

指定地方債の準元金償還金：事業計画等において予定された指定地方債の元金償還の財源に充てるための一般会計等からの繰入額

※ ただし、経常利益等がない公営企業で、上記により算定された額が基準額を下回る場合にあっては、基準額とする。

【第7号】 公営企業に係る特別会計以外の特別会計

$$\left(\frac{\text{地方債の準元金償還金}}{\text{地方債の元金償還金}} \right) \text{【三か年平均】} \times \text{地方債の現在高}$$

※ ただし、前年度において元金償還金がない特別会計にあつては、当該特別会計の地方債の繰入計画額。

一般会計等以外の特別会計（宅地造成事業）に係る 将来負担額の算定方法について【省令第9条関係】

宅地造成事業については、実質的な債務超過額（連結実質赤字額に算入される資金の不足額を除く）を算出。

（参考）地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成22年総務省令第31号）の内容
宅造事業が資産超過である場合に、宅造事業以外の事業の将来負担額及び公営企業に設けられた基金から他会計への貸付金の現在高から、当該資産超過の額を控除しないことを明確にする他所要の整備を行った。（以下、下線は主な改正部分）

【第3号】 宅地造成事業のみを行う法適用企業に係る特別会計

当該年度の前年度の末日における資産等の額について次の算式により算定した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

算式： $(A-B)-(C-D+E)-F$

- A 借入資本金の額及び負債の額の合算額から他の会計からの長期借入金の現在高を控除した額
- B 令第3条第1項第2号イ及びロに掲げる額の合算額
- C 資産の額
- D 流動資産の額から当該年度の前年度において執行すべき事業に係る支出予算の額のうち当該年度に繰り越した事業の財源に充当すること
できる特定の収入で当該年度の前年度において収入された部分に相当する額及び第3条に規定する流動資産の額から控除すべき資産の額の
合算額を控除した額
- E 未売出土地の収入見込額
- F 健全化令第4条第2号イに掲げる額が同号ロ及びハに掲げる額の合算額を超える場合における当該超える額（同号ニ及びホに掲げる額の合算
額を限度とする。）

【第5号】 宅地造成事業のみを行う法非適用企業に係る特別会計

当該年度の前年度の末日における地方債の現在高について次の算式により算定した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

算式： $A-(B+C)-D$

- A 当該法非適用企業の建設又は改良に要する経費の財源に充てるために発行した地方債の現在高
- B 未売出土地収入見込額
- C 固定資産の額に相当する額
- D 健全化令第4条第4号イ及びロに掲げる額の合算額が同号ハ及びニに掲げる額の合算額を超える場合における当該超える額（同号ホ及びヘに
掲
げる額の合算額を限度とする。）

※ 宅地造成事業とその他の事業を併せて行う法適用（法非適用）企業に係る特別会計

当該宅地造成事業のために起こした地方債については第1号又は第2号、その他の事業のために起こした地方債については第3号（第5号）に準じて算定した額を合算。（第4号、第6号に規定）